政令第九十三号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十五号を第百十七号とし、第百十四号を第百十六号とし、第百十三号を第百十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十五　モガムリズマブ及びその製剤

別表第二中第百十二号を第百十三号とし、第五十号から第百十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四十九号の次に次の一号を加える。

五十　三―［（一Ｒ）―一―（二・六―ジクロロ―三―フルオロフェニル）エトキシ］―五―［一―（ピペリジン―四―イル）―一Ｈ―ピラゾール―四―イル］ピリジン―二―アミン（別名クリゾチニブ）及びその製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第九十四号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第二項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第三十四条、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成十七年法律第九号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「四万八百五十円」を「四万七百三十円」に改める。

第二条の四第二項中「〇・〇一八〇三四七」を「〇・〇一七九八二七」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「三万三千百円」を「三万三千円」に、「四万九千七百円」を「四万九千五百五十円」に改める。

第九条の二中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「一万四千八十円」を「一万四千四十円」に改める。

第十条の二中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「二万五千八百二十円」を「二万五千八百九十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「一万四千八十円」を「一万四千四十円」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正）

第四条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「十三万四千五百九十円」を「十三万四千百八十円」に、「四万九千七百円」を「四万九千五百五十円」に、「四万六千三百二十円」を「四万六千百八十円」に、「三万三千百円」を「三万三千円」に、「一万六千五百五十円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「三万九千七百二十円」を「三万九千六百円」に、「四万九千五百五十円」を「四万九千五百円」に改める。

（児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令の一部改正）

第六条　児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令（平成十八年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。

表の下欄中「四万千五百五十円」を「四万千四百三十円」に、「三万三千六百七十円」を「三万三千五百七十円」に、「五万五百五十円」を「五万四百円」に、「一万四千三百三十円」を「一万四千二百八十円」に、「二万六千三百四十円」を「二万六千二百六十円」に、「十三万六千八百九十円」を「十三万六千四百八十円」に、「四万七千百十円」を「四万六千九百七十円」に、「一万六千八百三十円」を「一万六千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　平成二十四年四月以降の月分の児童扶養手当について、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第一項の規定の適用がある場合においては、第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項中「〇・〇一七九八二七」とあるのは、「〇・〇一八二八九〇」とする。